

## 寄居町告示第 1 7 3 号

寄居町地域公共交通運行継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 9 日

寄居町長 峯岸 克明

### 寄居町地域公共交通運行継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、利用者の減少や物価高騰に直面する中、町民生活及び地域経済に不可欠な地域公共交通の運行を維持している事業者（路線バス及びタクシー事業者）の事業継続を支援するため、町が予算の範囲内において寄居町地域公共交通運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成 3 0 年寄居町規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 条に規定する国土交通大臣の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第 4 条に規定する国土交通大臣の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（福祉輸送事業に限定した許可を受けた者を除く。）をいう。
- (3) 対象路線 寄居町内に起点、終点又は折り返しとなる停留所を有し、路線バスとして定期運行している路線をいう。
- (4) 対象事業用自動車 令和 8 年 1 0 月 1 日現在において、関東運輸局又は埼玉運輸支局の許可を受け登録している町内に配置された車両のうち、申請日現在において引き続き一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両（通院等乗降介助のタクシー、福祉タクシー及びハイヤーを除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 この告示による支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象路線を 1 路線以上運行する路線バス事業者
- (2) 対象事業用自動車を 1 台以上所有（リースを含む。）するタクシー事

- 業者のうち、町内に営業所（個人事業主にあつては住所）を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は交付対象者としな
- (1) 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）が含まれているもの
- (2) 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者（町長が特に認める者を除く。）
- (5) 町税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者  
（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 路線バス事業者 1事業者につき50万円に、対象路線1系統につき10万円を加えた額
- (2) 法人のタクシー事業者 1事業者につき30万円に、対象事業用自動車1台当たり2万円を加えた額
- (3) 個人のタクシー事業者 1事業者につき5万円に、対象事業用自動車1台当たり2万円を加えた額
- 2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。  
（支援金の交付申請及び請求）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、寄居町地域公共交通運行継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。
- 3 規則第4条第2項第4号に規定する町長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。
- (1) 法第4条の規定による許可書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び確定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の決定及びその金額を確定したときは、寄居町地域公共交通運行継続支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとし、速やかに支援金を交付するものとする。

2 町長は、支援金の不交付を決定したときは、寄居町地域公共交通運行継続支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

2 支援金の交付を受けた者は、前項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(支援金の使途等)

第8条 支援金の交付を受けた者は、支援金を対象路線又は対象事業用自動車の運行確保・維持の目的に使用しなければならない。

(状況報告及び実績報告)

第9条 規則第11条の状況報告及び規則第13条の報告書の提出については、これを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者は、支援金の使途を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての書類を整備保管しておかなければならない。

3 前項の帳簿及び書類は、支援金の交付を受けた日の属する事業年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の効力)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告

示の失効後もなおその効力を有する。

寄居町地域公共交通運行継続支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

寄居町長

下記のとおり、寄居町地域公共交通運行継続支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、交付の決定があったときは、指定口座への振込みにより、下記のとおり請求します。

記

1 申請者

|                         |                   |    |
|-------------------------|-------------------|----|
| 申請者区分<br>(該当するものに☑)     | □路線バス事業者 □タクシー事業者 | 印鑑 |
|                         | □法人 □個人事業主        |    |
| 事業所所在地<br>(個人事業主の場合は住所) | 〒 —               |    |
| 法人名 (事業所名)              |                   |    |
| 代表者 (役職・氏名)             |                   |    |
| 申請担当者 所属・氏名             |                   |    |
| 電 話 番 号                 | ( ) —             |    |

2 交付申請額及び請求額 \_\_\_\_\_円  
(内訳)

|            |                                  |                       |                               |
|------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 基本額<br>(イ) | 1 路線又は<br>1 台当たりの<br>支援金額<br>(ロ) | 路線数又は<br>自動車の数<br>(ハ) | 交付申請額及び請求額<br>(イ) + (ロ) × (ハ) |
| (万円)       | (万円)                             | (路線・台)                | (万円)                          |

3 振込先

|       |         |      |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|---------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 |         | 店名   |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座種別  | 普通 ・ 当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義  | (フリガナ)  |      |  |  |  |  |  |  |  |
|       |         |      |  |  |  |  |  |  |  |

※ 口座名義人は、申請者と同じ名義に限る。

|                                                                                       |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 同意書                                                                                   |            |
| 私は、寄居町地域公共交通運行継続支援金交付要綱による支援金の交付に係る審査のため、寄居町が町税の申告及び納付状況を調査し、並びに関係機関に照会することについて同意します。 |            |
| また、上記に記載した事項及び添付書類については、事実と相違ありません。                                                   |            |
| (宛先)                                                                                  | 年 月 日      |
| 寄居町長                                                                                  | 申請者 住所     |
|                                                                                       | 法人名 (事業所名) |
|                                                                                       | 代表者名 (氏名)  |

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

寄居町長



寄居町地域公共交通運行継続支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった寄居町地域公共交通運行継続支援金の交付については、下記のとおり決定し、交付額を確定しましたので通知します。

記

1 交付額 円

2 交付条件

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

寄居町長



寄居町地域公共交通運行継続支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった寄居町地域公共交通運行継続  
支援金の交付については、下記のとおり不交付の決定をしましたので通知し  
ます。

記

不交付の理由